

(趣旨)

第1条 この規則は、[隈まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例\(平成13年条例第12号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 [条例第8条第1項](#)の許可を受けようとする者は、隈まちづくりセンター利用許可申請書([様式第1号](#))を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可)

第3条 指定管理者は、[条例第8条第1項](#)の規定により利用を許可したときは、隈まちづくりセンター利用許可書([様式第2号](#))を申請者に交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物を持ち込まないこと。
- (2) 施設内において、許可を受けずに物品の販売若しくは陳列をし、又は看板その他の広告物の掲示若しくは配布をしないこと。
- (3) 利用を終了したときは、施設内を整理整頓すること。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(利用料金の後納)

第5条 [条例第13条第3項ただし書](#)の規定により後納とすることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が利用する場合
- (2) その他指定管理者が特に必要があると認める場合

(利用料金の減免)

第6条 [条例第15条](#)の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合の減額の率又は免除は、[別表第1](#)に掲げるとおりとする。

(利用料金の減免の申請)

第7条 [条例第15条](#)の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、隈まちづくりセンター利用料金減免申請書([様式第3号](#))を指定管理者に提出して、承認を受けなければならない。ただし、[別表第1](#)の右欄に規定するものについては、この限りでない。

(利用料金の還付)

第8条 [条例第16条ただし書](#)の規定により利用者が利用料金の返還を受けることができる場合の還付する率は、[別表第2](#)に掲げるとおりとする。

(利用料金の還付の申請)

第9条 [別表第2](#)の左欄に掲げる事由に該当し、既納の利用料金の還付を受けようとする者は、隈まちづくりセンター利用料金還付申請書([様式第4号](#))を指定管理者に提出して、承認を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第10条 利用者は、センターの建物、設備、展示物等を損傷又は滅失したときは、隈まちづくりセンター施設等損傷(滅失)届([様式第5号](#))を指定管理者に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

[この規則](#)は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月27日規則第112号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月1日規則第49号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

(平18規則49・一部改正)

減額又は免除することができる場合	減額の率又は免除	備考
1 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。	免除	1号及び3号の免除は、利用料金の減免の申請を省略することができる。
2 市長が特に必要と認める団体がその事業目的のために利用するとき。	5割以内	
3 センターの主催する教室又は講座の受講生がその事業の目的のため利用するとき。	免除	

備考 市長が特に必要と認める団体とは、市内まちづくり団体等で地域のまちづくりや活性化に寄与する活動を行うものをいう。ただし、入場料等を徴しない団体に限る。

別表第2(第8条関係)

既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる場合	還付する率	備考
1 センターの管理上必要があるため、その利用許可を取り消したとき。	10割	還付金に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
2 利用者が自己の都合により10日前までに利用許可の取消しを申し出たとき。	7割	
3 利用者が自己の都合により5日前までに利用許可の取消しを申し出たとき。	5割	
4 災害その他やむを得ない事情により利用することができなくなったとき。	10割	